

# 令和5年度の高齢者バス・タクシー利用助成券

令和4年度に助成券を1回でも使った人へは郵送します

令和5年3月31日時点で、満70歳以上の市民を対象に、バス・タクシーの利用助成券を交付します。これまで、申請のために市役所や各支所へ行く必要がありましたが、申請の手間をなくすために、令和4年度に1回でも助成券を使ってバス・タクシーを利用した人には、令和5年度の助成券を4月初旬に郵送します。申請したけど助成券を使わなかった人、まだ申請したことのない人は、交付場所で手続きしてください。

☎都市計画課 995-1829

## 郵送の対象となる人

令和4年度に助成券の交付を受け、1回でも助成券を使ってバス・タクシーを利用した人

## 郵送の対象とならない人

- 令和4年度に助成券の交付を受けたが、1回も助成券を使わなかった人
- 令和4年度に助成券の交付を受けていない人

## 申請方法

申請の受付は、4月3日(月)からです。申請には、保険証等の本人確認ができるものが必要です。代理の人が申請する場合は、対象者と代理人の本人確認ができるものを持参してください。

## 高齢者バス・タクシー利用助成券について

対象者	令和5年3月31日時点で満70歳以上の市民
助成額	2,000円(100円×20枚) ※1年度につき1回限り交付
利用方法	1回の乗車で200円分まで
利用できるバス・タクシー	・富士急グループの路線バス ・安全タクシー ・ミツワタクシー
有効期限	令和6年3月31日
交付場所	市役所2階 都市計画課 深良支所、富岡支所、須山支所

# 障がい者基幹相談支援センターを開設します

総合的な窓口として支援の拠点に

4月3日(月)から障がい者・障がい児への相談支援体制の充実を図ることを目的に、基幹相談支援センターを開設します。

基幹相談支援センターは、障がい者・障がい児やその家族が安心して地域で生活できるように、緊急に対応が必要とされる相談や解決が難しい相談、その他必要とされる相談（総合的な相談）の窓口として活動する機関になります。

☎総合福祉課 995-1820

## 内容

- 総合的・専門的な相談の支援／障がい者・障がい児の相談のなかで、困難な事例や就職後の必要な支援を行います。
- 地域の相談支援事業者等への支援／障がい者・障がい児を支援する人材育成など市内の相談支援事業所の支援をしていきます。
- 緊急的な対応を必要とする相談／緊急対応が必要とされるケースへの支援を行います。
- 地域移行・地域定着の促進／障がい者・障がい児が地域で生活するための支援を行います。
- 権利擁護・虐待の防止／成年後見制度の利用の促進

や障がい者・障がい児への虐待を防止するための取り組みなどを行います。

## 対象

障害者手帳などを持つ障がい者、障がい児とその家族など

## 設置場所

東・深良地区▶相談支援センターうぐいす内

(平松102番地セイエイ1階 ☎993-1455)

西・富岡・須山地区▶相談支援事業所サポートセンター

しゃきょう内(深良804番地6 ☎995-2332)